

学校いじめ防止基本方針

松本市立二子小学校
令和8年4月 修正

1 二子小学校いじめ防止基本方針策定の立場

いじめ防止対策推進法が示す「児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること」との目的を達成するために、二子小いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法を受け、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義する。

判断は、教師の主観でなく、被害児童がどう感じているかを基準とする。

3 いじめ防止に向けた基本的な考え方

教職員と児童がともに、いじめの根絶を目指す。児童同士が、また、児童と教職員がつながり、互いに信頼関係を築き、安心・安全な学校生活を送ることができるよう努める。そのために学校は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定める。また、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。

4 運営の具体

（1）いじめ防止・いじめ問題対応に関する組織

- ・校内に、いじめ防止・対応委員会を組織する。いじめ防止・対応委員会は、校長、教頭、養護教諭、連学年会代表担任、特別支援学級代表担任、該当学級担任で構成する。
- ・事案によって、PTA 会長、市教育委員会、県教育委員会、SC、SSW と連携を図る。

（2）いじめ防止等に関する取組の具体

【未然防止】

- ① 道徳教育や人権教育をはじめ、日常の授業や生活指導・生徒指導等、いじめの防止につながる取組を進める。児童一人ひとりの居場所づくり・絆づくり・自己有用感の涵養に向けた取組とそのための計画を立案する。
- ② 学級活動、道徳、情報モラル教育への取組。交流による学びの充実。
- ③ 教員自らの人権意識の向上、いじめ対応力の向上を図るために、研修会への参加や、校内での研修会を実施する。

令和8年度 教育活動の重点に「人、もの、こととつながる関係づくり」を位置付け、
支え合い、助け合い、認め合う仲間づくりを進める。

【早期発見】

いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないために、日常の観察を丁寧に行うとともに、以下の取組を進める。

① 行動観察

○学級の子どもたちの何気ない行為、言動の中にいじめの芽は潜んでいるとの認識をもち、児童の様子、仕草についてアンテナを高くはり、その場その時に対応をする。

- ・机をはなす、ひとりぼっちでいることが多い等はないか。
- ・物がひんぱんになる等はないか。「消しゴム」から始まり「靴かくし」への拡大等

○子どもたちの会話に敏感に。見過ごすことは、認めることと同じであるとの認識をもつ。

- ・ひとりの子どもの意見に対して「はあ～」等、からかいの言葉をかける様子はないか。
- ・「ばかじゃねえの」などの露骨な悪口を全体場で言う、その言葉は教室に当たり前に飛び交っていないか。

② 定期いじめアンケートの実施

いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないために定期的にいじめアンケートを行う。

○市「いじめ・体罰などの実態調査」で、市教委への報告を行う。

- ・実施日 3か月ごとに調査
- ・実施方法

係からアンケート用紙を配付

↓

児童アンケートをもとに、担任等が聞き取り

↓

係がアンケート集約

- ・校長、教頭、事案に関係する担任と報告事案について共通理解をはかる。
- ・対応について、職員会、連学年会、委員会で検討する。

↓

係および担任が報告書を記入、校長、教頭が確認

③ 1 台端末の定期チェック

誹謗中傷や不適切な書き込み、動画撮影等がないかを定期的にチェックする。

④ 相談体制の周知。担任だけでなく、養護教諭、SC、管理職

⑤ 保護者、地域との連携

家庭での様子について、情報共有を行う。

【早期対応・措置】 別紙いじめ発生時の対応マニュアルに従い、組織として対応する

被害児童の命と心身の安全を守り抜くことを最優先に、全教職員で、「いじめは絶対に許さない、いじめられた子は最後まで守り抜く」との強い意思のもと、対応する。

1 初動対応

(1) 事実の認知、報告

①発見者による、管理職、委員会主任への報告

いじめの事実やその可能性が見つかったら、一人で抱えずに学年主任、教頭、校長、委員会へすぐに報告をする。

報告・相談は、発見時、または聞き取り途中でも行う。気づき、おそれ、可能性の時点で

う。

②委員会の招集 情報収集と対応の決定

校長を先頭に委員会が組織として対応する。具体的な解決の方法について分担を決め実行する。

(2) 情報収集による事実の確認

①即時対応を原則とする

②被害児童，加害児童，周囲の児童からの丁寧な聞き取りにより事例を整理する。

③保護者への正確な事実関係の報告と謝罪，今後の支援指導について確認

・役割分担を決定し，対応に当たる

被害者からの聞き取りと支援担当	寄り添い支える体制をつくり，いじめから救い出し，徹底的に守り通す。
加害者からの聞き取りと指導担当	自らの行為の責任を自覚させ，いじめに向かわせない力を育む。
周囲の児童と全体への指導担当	自分事として捉えさせる，止める勇気・誰かに知らせる勇気をもつ力を育む。
保護者への対応担当	即日，関係児童生徒（加害，被害とも）の家庭訪問等を行い，事実関係を伝えるとともに，今後の学校との連携方法について話し合う。
関係機関への対応担当	県教育委員会，市教育委員会への対応は校長が行う。 その他への対応は，教頭が担当する。学校長の指示の下，適切な対応を行う。

④SNS，ネットトラブルへの対応

・発見が重要となる。1 台端末の定期チェックだけでなく，保護者等からの情報にも適切に対応する。

・画面の保存を目指す（スクリーンショットによる保存）

・誹謗中傷，脅迫等は，刑法に抵触する可能性があるため，松本警察署生活安全課へ相談する。

⑤指導の経緯を報告し，全職員で統一した情報をもつ。職員連絡会や職員会，臨時などで時間を取る。

※生徒指導係，人権教育係，教務会等と連絡を取り合い，アンテナを高くし，早期に対応できるよう努める。

(3) いじめ重大事案の判定

以下の場合，いじめ重大事案として，直ちに市教育委員会（中信教育事務所）へ報告する。

① 生命，心身，財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

② 相当の期間（目安として年間30日）欠席を余儀なくされている場合

1) 重大事態の発生報告

長野県教育委員会中信教育事務所，松本市教育委員会への報告と必要な連携を行う

2) 重大事態発生時の初動対応

ア 校長を中心に，いじめ・不登校対応委員会が，松本市教育委員会との情報共有と連携を行

い、対応する。

イ 調査の実施に向け、調査主体者の決定を受けた対応、または協力を行う。

3) 重大事態調査結果の公表

ア 被害者児童・保護者に対する調査結果の説明

イ 加害者児童・保護者への調査結果の説明

ウ 全校児童・保護者への調査結果の説明

4) 対象児童への支援といじめを行った児童への指導と支援

ア 心のケアを優先し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう支援を継続する

イ 加害児童には、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。

ウ いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底など、これまでの対応を見直し、再発防止策を検討し、確実な実施に取り組む。

(4) 指導、支援

○被害児童への支援 ～ 寄り添い支える立場

- ・いじめから救い出し、徹底的に守り通すことの確認
- ・心情を吐露できる支援、養護教諭、SC による継続的なカウンセリング
- ・やめてほしいと伝えられる気持ちの醸成
- ・必要に応じて教室変更、休み時間の避難場所確保

○加害児童への指導

- ・自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめに至った原因をともに考え、いじめに向かわせない力を育む。

○周りの児童への支援と指導

- ・自分事として捉えさせる。
- ・集団として、止める力を発揮するよさを感じさせる。
- ・止めることはでなくてもだれかに知らせる勇気を持つよう伝える。

○保護者との関係

- ・事案の詳細、対応の方針等について、直接話す場を設けたい旨を伝え、家庭訪問をする。
- ・いじめを根絶する意思を伝える。
- ・今後の学校との連携について話し合う。
- ・被害児童保護者へ 不安解消に至るまでの継続支援
- ・加害児童保護者へ 家庭の教育力向上のための支援

○関係修復に向けた支援※被害児童が真に望み、かつ加害児童が心から反省している場合に実施

- ・関係修復の会の設定
- ・学校、加害児童（その保護者）による謝罪、・二度と行わないとの意思表示

【年間を通じての取組】

- (1) 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ対応委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

